

子育てに関する各種手当をご存じですか

●児童手当

対象 中学校卒業前までの子ども（15歳に達する日以後の最初の3月31日を迎えるまで）の養育者

手当月額（所得制限あり）

- ①所得制限限度額未満の場合
3歳未満：15,000円
3歳以上小学校卒業前の第1子・第2子：10,000円
小学校卒業までの第3子以降：15,000円
中学生：10,000円
- ②所得制限限度額以上所得上限限度額未満の場合
年齢を問わず、児童1人あたり5,000円
- ③所得上限限度額以上の場合
手当は支給されません（資格消滅となりますので、所得が上限限度額を下回った場合は、改めて認定請求書の提出が必要になります）

●特別児童扶養手当

対象 政令で定める障がいのある20歳未満の子どもの養育者

手当月額（所得制限あり）

- 1級（重度）：53,700円
- 2級（中度）：35,760円

●災害遺児手当

対象 自然災害や交通事故などにより、父や母が死亡、または父や母が重度の障がい状態にある小・中学生の養育者

手当月額 10,000円

●児童扶養手当

対象 父母の離婚などにより、父または母と生計を同一にしていない子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日を迎えるまで）または、政令で定める障がいのある20歳未満の子どもを養育しているひとり親家庭の方など

手当月額（所得制限あり） 44,140円

※第2子には10,420円、第3子以降には6,250円が加算されます。

児童扶養手当現況届・特別児童扶養手当所得状況届について

児童扶養手当、特別児童扶養手当を受給している方は、毎年、同現況届または同所得状況届の提出が必要です。

期限までに提出がない場合、児童扶養手当は11月分、特別児童扶養手当は8月分以降の手当が支給停止となりますのでご注意ください。

受付期間

- ①児童扶養手当現況届 8月1日(火)～31日(木)
- ②特別児童扶養手当所得状況届 8月14日(月)～9月11日(月)

※該当する方には書類を送付します。

問い合わせ

こども家庭グループ（☎ 57 1 0 7 8）

9/
9±

登別市全市一斉防災避難訓練

いま一度、避難準備を再確認

ぜひご家族で
参加ください

登別市連合町内会では、このたび初の試みとして、全市一斉防災避難訓練を行います。自分自身と大切な人を守るためにも、実際に災害が発生した時にはどのような行動を取るべきか、どこへ避難するべきか、何を準備しておくべきかなどを確認してください。

また、実際に災害が発生すると、停電や通信障害などにより家族と連絡が取りにくくなります。この機会に、避難する場所や連絡方法などについて、事前に家族で決めておきましょう。

日時 9月9日(土)9時（雨天決行）

※気象警報発表時は中止します。

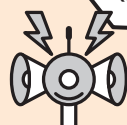
場所 自宅・職場などから各避難場所まで

災害想定 日本海溝で巨大地震が発生し、太平洋沿岸に大津波が襲来

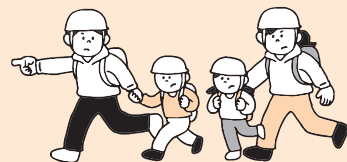
※地域の状況に応じて想定は異なります。

訓練内容 避難訓練、情報伝達訓練など

※本訓練は、どなたでも参加することができ、事前申し込みは不要です。



当日、9時に
サイレンを吹鳴します
(温泉地区を除く)



▲▼以前実施した訓練の様子



問い合わせ

登別市連合町内会事務局
(市民協働グループ内
・☎ 57 1 0 7 9)